

## 令和元年第4回（12月）市議会定例会 付議事件一覧

令和元年11月29日現在

### ●市長提出議案案件

議案案件 50件（承認＝1件、条例＝17件、補正予算＝7件、単行＝25件）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

#### ○ 承認議案 1件

頁

1	議案第143号	専決処分した事件の報告及び承認について (和解の成立及び損害賠償の額の決定について)	※
---	---------	---	---

#### ○ 条例議案 17件

頁

2	議案第144号	都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例の制定について	5
	都城市山田総合センター及び都城市山田総合福祉センターについて、それぞれ単独で新規に条例を制定することに伴い、両施設に係る部分を削除するため、所要の改正を行うもの		
3	議案第145号	都城市役所総合支所設置条例の一部を改正する条例の制定について	13
	令和2年4月1日に予定している山田総合支所の移転に伴い、事務所の位置を変更するため、所要の改正を行うもの		
4	議案第146号	都城市山田総合センター条例の制定について	19
	都城市山田町公の施設条例に規定している都城市山田総合センターについて、単独で条例を制定するもの		
5	議案第147号	都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	33
	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条において、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人と被保佐人が削除されたことに伴い、所要の改正を行うもの		
6	議案第148号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	45
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度等に係る規定を整備するため、関係条例について所要の改正を行うもの		
7	議案第149号	都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の制定について	67
	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等について必要な事項を定めるため、条例を制定するもの		
8	議案第150号	都城市放置自動車の処理に関する条例の制定について	81
	公共施設内に放置されている車両について、市による必要な措置を講ずることを可能にするため、条例を制定するもの		

9	議案第151号	都城市高崎デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について	89
	都城市高崎デイサービスセンターを廃止するため、条例を廃止するもの		
10	議案第152号	都城市老人福祉館条例の一部を改正する条例の制定について	95
	都城市高崎老人福祉館を廃止するため、所要の改正を行うもの		
11	議案第153号	都城市山之口シルバーヤングふれあいの里条例の一部を改正する条例の制定について	101
	山之口シルバーヤングふれあいの里内にある高齢者生活福祉センターの居住機能部分の廃止並びに使用料等に係る規定の変更及び追加をするため、所要の改正を行うもの		
12	議案第154号	都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	113
	県陸上競技場の整備に伴い、令和2年4月から山之口運動公園の体育館を除く全ての施設を閉鎖するため、所要の改正を行うもの		
13	議案第155号	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	123
	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、同基準に家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすること、連携施設を確保しないことができる期限の延長等が規定されたため、所要の改正を行うもの		
14	議案第156号	都城市山田総合福祉センター条例の制定について	131
	都城市山田町公の施設条例に規定している都城市山田総合福祉センターについて、単独で条例を制定するもの		
15	議案第157号	都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	145
	水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定が更新制となったことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料を規定するため、所要の改正を行うもの		
16	議案第158号	都城市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	153
	技術士法施行規則の改正に伴い、技術士第2次試験（上下水道部門）の専門科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されたため、所要の改正を行うもの		
17	議案第159号	都城市農用地総合整備事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定について	159
	独立行政法人緑資源機構（現：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター）が実施した農用地総合整備事業に伴う事業費負担金の償還が平成30年度で終了したため、条例を廃止するもの		
18	議案第160号	都城市工場立地法地域準則条例の制定について	165
	市内に立地を計画する企業の用地確保負担の軽減を図ることを目的として、工場立地法で定める緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を緩和するため、条例を制定するもの		

○ 補正予算議案 7件

頁

19	議案第161号	令和元年度都城市一般会計補正予算（第5号）	※
20	議案第162号	令和元年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※
21	議案第163号	令和元年度都城市整備墓地特別会計補正予算（第1号）	※
22	議案第164号	令和元年度都城市水道事業会計補正予算（第3号）	※
23	議案第165号	令和元年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第3号）	※
24	議案第166号	令和元年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	※
25	議案第167号	令和元年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	※

○ 単行議案 25件

頁

26	議案第168号	工事請負契約の締結について	173
	花木第3団地 A棟建替（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、吉原・浜広 特定建設工事共同企業体が、5億5千759万円（税込み）で落札したため、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
27	議案第169号	工事請負契約の締結について	177
	第89号 五十市小校舎新增改築（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、日興・内戸保 特定建設工事共同企業体が、5億1千810万円（税込み）で落札したため、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
28	議案第170号	議決事項の変更について	181
	令和元年6月26日に議決された議案第92号「財産の取得について」に関して、契約の金額を変更するため、議会の議決を求めるもの		
29	議案第171号	議決事項の変更について	185
	令和元年6月26日に議決された議案第93号「財産の取得について」に関して、契約の金額を変更するため、議会の議決を求めるもの		
30	議案第172号— 議案第191号	公の施設の指定管理者の指定について（20議案）	189
49	公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの（別冊資料参照）		227
50	議案第192号	都城市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	※

令和元年第4回都城市議会定例会（12月）

（議案第143号～第192号）



議案第144号

都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例の制定について

都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例

都城市山田町公の施設条例（平成18年条例第66号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(使用料)</p> <p>第10条 公の施設の使用料は、別表第3から別表第5までの料率を適用して得た額とする。 (使用料の減免及び還付)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる施設の利用に關し、<u>別表第6</u>に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、事由1に該当する場合は、照明設備使用料は、徴収する。</p> <p>3 <u>市が公用で都城市山田総合センターを利用する場合は、使用料を徴収しない。</u></p> <p>4 <u>社会教育関係団体、社会福祉関係団体及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校をいう。）がその目的のために都城市山田総合センターを利用する場合は、別表第5の使用料（冷暖房設備の使用料を除く。）を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>5 市長は、<u>前各項に定める場合のほか、特別の理由がある</u>と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>別表第1（第1条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1268 1108 1388 2031"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都城市山田総合センター</td> <td>地域社会の基盤の強化、産業及び教育文化の振興並番地</td> <td>都城市山田町山田3881</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	位置	都城市山田総合センター	地域社会の基盤の強化、産業及び教育文化の振興並番地	都城市山田町山田3881	<p>(使用料)</p> <p>第10条 公の施設の使用料は、別表第3及び別表第4の料率を適用して得た額とする。 (使用料の減免及び還付)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる施設の利用に關し、<u>別表第5</u>に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、事由1に該当する場合は、照明設備使用料は、徴収する。</p> <p>3 市長は、<u>前2項に掲げる場合のほか、特別の理由がある</u>と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1（第1条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1268 183 1388 1108"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	位置			
名称	設置目的	位置											
都城市山田総合センター	地域社会の基盤の強化、産業及び教育文化の振興並番地	都城市山田町山田3881											
名称	設置目的	位置											

びに住民福祉の向上	
都城市山田総市民の福祉の増進及び福	都城市山田町山田4319
合福祉センター社意識の高揚	番地2
一	
都城市山田体	(略)
育館	
(略)	

別表第2 (第3条関係)

施設名	利用時間	休業日
都城市山田総合セン	午前9時から午後10	毎月第3日曜日、1
ター	時まで	月1日から1月3日
		まで及び12月29日か
		ら12月31日まで
都城市山田総合福祉	午前8時30分から午	日曜日、土曜日、1月
センター	後5時まで	1日から1月3日ま
		で及び12月29日から
		12月31日まで
都城市山田体育館	(略)	
(略)		

別表第3 (第10条関係)

名称	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用
(略)				料の額
都城市	(略)			
山田総				
合交流				
ター				

都城市山田体育	(略)
館	
(略)	

別表第2 (第3条関係)

施設名	利用時間	休業日
都城市山田体育館	(略)	
(略)		

別表第3 (第10条関係)

名称	区分	単位	基礎額	単位当たりの使
(略)				用料の額
都城市	(略)			
山田総				
合交流				
ター				

ナル複 合施設	(略)				
都城市	大会議室	一般	1時間	2,530円	同上
山田総 合福祉 センタ		特別	同上	3,795円	同上
二	中会議室、 小会議室	一般 特別	同上 同上	540円 790円	同上 同上
	(1室当 たり)				
	調理実習 室	一般 特別	同上 同上	790円 1,170円	同上 同上
	(略)				

ナル複 合施設	(略)				
					(略)

備考

- 1 都城市山田総合福祉センターの「一般」とは、行政機関及び福祉関係団体を除く一般の団体又は個人が利用する場合をいう。ただし、一般の場合であっても市民が利用する場合は、無料とすることができる。
- 2 都城市山田総合福祉センターの「特別」とは、即売、営利又は宣伝を兼ねた展示会等及び入場料を徴収する行事の場合をいう。

別表第5（第10条、第11条関係）

都城市山田総合センター

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
第1 研修室	1 時間	200円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
第2 研修室	同上	100円	同上
第3 研修室	同上	100円	同上
第4 研修室	同上	300円	同上
冷暖房設備	同上	上記基礎額に相当する額の5割相当額	同上

別表第6 (第11条関係)  
(略)

別表第5 (第11条関係)  
(略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 144 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山田総合支所 地域振興課・市民生活課】

条例名	都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>都城市山田総合センター及び都城市山田総合福祉センターについて、それぞれ単独で新規に条例を制定することに伴い、両施設に係る部分を削除するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>都城市山田総合センター及び都城市山田総合福祉センターに係る規定の削除及びそれに伴う項ズレ等の整理</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都城市山田総合センター条例（新規制定）</li> <li>・ 都城市山田総合福祉センター条例（新規制定）</li> </ul>		
備考			



議案第145号

都城市役所総合支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

都城市役所総合支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市役所総合支所設置条例の一部を改正する条例

都城市役所総合支所設置条例（平成23年条例第32号）の一部を次のように改正する  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）					
総合支所の名称 (略)	事務所の位置	所管区域	総合支所の名称 (略)	事務所の位置	所管区域
都城市山田総合支所	都城市山田町山田3881番地	(略)	都城市山田総合支所	都城市山田町山田3881番地7	(略)
備考 (略)					

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山田総合支所 地域振興課】

条例名	都城市役所総合支所設置条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 23 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	令和 2 年 4 月 1 日に予定している山田総合支所の移転に伴い、事務所の位置の変更をするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	山田総合支所の事務所の位置の変更（別表） 都城市山田町山田 3881 番地→都城市山田町山田 3881 番地 7		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			



議案第146号

都城市山田総合センター条例の制定について

都城市山田総合センター条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市山田総合センター条例

### (設置)

第1条 地域社会の基盤の強化、産業及び教育文化の振興並びに住民福祉の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市山田町山田3881番地7に都城市山田総合センター（以下「総合センター」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 総合センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各種の学級、講座等の開設に関すること。
- (2) 各種の研修会及び講習会の開催に関すること。
- (3) 総合センターの利用に関すること。

### (利用時間)

第3条 総合センターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (休館日)

第4条 総合センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 毎月第3日曜日
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

### (利用の許可)

第5条 総合センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力行為その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用させることにより施設等の管理上支障が

あると認められるとき。

3 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上特に必要と認められるとき。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者
- (5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(利用権の譲渡の禁止)

第8条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

(原状回復)

第9条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第6条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やか

に原状に回復しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(使用料の徴収)

第10条 施設等の使用料の料率は、別表のとおりとする。

- 2 利用者は、別表を適用して得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を使用料として納入しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市が公用で利用する場合は、使用料を徴収しない。

- 2 社会教育関係団体、社会福祉関係団体及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校をいう。以下同じ。）がその目的のために利用する場合は、前条に規定する使用料は、徴収しない。ただし、冷暖房設備及び器具備品等の使用料は、徴収する。
- 3 社会教育関係団体、社会福祉関係団体及び学校が器具備品等を利用する場合は、別表に掲げる器具備品等第1種の使用料を5割に減額することができる。
- 4 前3項に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。
  - (2) 市長の都合により、利用許可の取消し等をしたとき。
  - (3) 利用者が利用しなくなった場合又は利用を変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたとき。
- 2 前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付の手続、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失によって施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の都城市山田総合センターに係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日までに都城市山田町公の施設条例（平成18年条例第66号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第10条関係）

区分			単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
和室研修室 1			1 時間	100円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
和室研修室 2			同上	100円	同上
第 1 研修室			同上	200円	同上
第 2 研修室			同上	200円	同上
大集会室			同上	700円	同上
冷暖房設備			同上	上記基礎額に相当する額の 5 割相当額	同上
器具備品等	第 1 種	ピアノ	1 台	3,000円	同上
	第 2 種	拡声装置	1 式	1,000円	同上
		映像機器	同上	1,000円	同上

備考 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。



条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山田総合支所 地域振興課】

条例名	都城市山田総合センター条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	都城市山田町公の施設条例に規定している都城市山田総合センターについて、単独で条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 設置目的 地域社会の基盤の強化、産業及び教育文化の振興並びに住民福祉の向上  2 事業 (1) 各種の学級、講座等の開設に関する事。こと。 (2) 各種の研修会及び講習会の開催に関する事。こと。 (3) 総合センターの利用に関する事。こと。  3 利用時間 午前 9 時から午後 10 時まで  4 休館日 (1) 毎月第 3 日曜日 (2) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	・都城市山田町公の施設条例（平成 18 年条例第 66 号）		
備考			



都使審第11号  
令和元年10月10日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会  
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和元年9月30日付け都財第408号で諮問のありました標記の件について、  
下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市シルバーヤングふれあいの里条例の一部改正について  
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、  
[別表1]のとおり制定することが適当である。
- 2 都城市山田総合センター条例の制定について  
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、  
[別表2]のとおり制定することが適当である。
- 3 都城市山田総合福祉センター条例の制定について  
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、  
[別表3]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会長 西川 英男  
委員 永野 修一郎  
横山 幸子  
福留 浪子  
長友 佳奈美

[別表 1]

都城市シルバーヤングふれあいの里条例

別表第 1 (第 16 条関係) (抜粋)

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
多目的ホール	一般	1 時間	1,000 円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	特例	1 時間	2,000 円	

別表第 3 (第 16 条関係)

設備	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
冷暖房設備	1 時間	使用する部屋の基礎額（調理用ガス台、拡声装置及びピアノに係る基礎額を除く。）に相当する額の 5 割相当額	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
調理用ガス台	1 台	200 円	同上
拡声装置	1 式	1,000 円	同上
ピアノ	1 台	3,000 円	同上

別表第 4 (第 16 条関係)

区分	使用料
通所介護	次の(1)及び(2)の合計額 (1)介護保険法の規定により算定した通所介護に係る居宅サービスに要する費用の額 (2)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 96 条第 3 項各号に掲げる費用の額

[別表 2]

都城市山田総合センター条例

別表（第 10 条、第 11 条関係）

区分			単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
器具備品等	第 2 種	映像機器	1 式	1,000 円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

[別表 3]

都城市山田総合福祉センター条例

別表第 1（第 15 条関係）（抜粋）

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
小会議室 B	一般の利用の場合	1 時間	200 円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	営利目的の利用の場合	1 時間	400 円	
ボランティア活動室	一般の利用の場合	同上	200 円	同上
	営利目的の利用の場合	同上	400 円	同上

別表第 2（第 15 条関係）

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
冷暖房設備	1 時間	使用する部屋の基礎額（調理用ガス台に係る基礎額を除く。）に相当する額の 5 割相当額	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
調理用ガス台	1 台	200 円	同上

別表第 3（第 15 条関係）

区分	使用料
通所介護	次の(1)及び(2)の合計額 (1)介護保険法の規定により算定した通所介護に係る居宅サービスに要する費用の額 (2)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 96 条第 3 項各号に掲げる費用の額

議案第147号

都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一  
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例  
 (都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成18年条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都城市職員退職手当支給条例(平成18年条例第59号。以下「退職手当条例」という。)第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、教育長の退職手当の取扱いについて準用する。この場合において、同条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(市長をいう。以下同じ。))」<u>と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合は除く。))」</u>とあるのは「<u>法第28条第4項の規定により失職した者(法第16条第1号に該当する場合は除く。))、</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第7条第1項の規定により罷免された者、同法第9条第1項の規定により失職した者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都城市職員退職手当支給条例(平成18年条例第59号。以下「退職手当条例」という。)第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、教育長の退職手当の取扱いについて準用する。この場合において、同条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(市長をいう。以下同じ。))」<u>と、同項第2号中「地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第7条第1項の規定により罷免された者、同法第9条第1項の規定により失職した者」と読み替えるものとする。</u></p>

(都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 都城市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当) 第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「<u>1箇月</u>当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、<u>1箇月</u>当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長の定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1箇月</u>当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(通勤手当) 第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「<u>1か月</u>当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、<u>1か月</u>当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長の定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1か月</u>当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3・4 (略)</p>

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 (略)  
(時間外勤務手当)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 (略)  
(期末手当)

第18条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の5までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第18条の5においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第22条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

6 (略)  
(時間外勤務手当)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 (略)  
(期末手当)

第18条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の5までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第18条の5においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得

た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3～6 (略)

第18条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) (略)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。

(4) (略)

(勤勉手当)

第18条の6 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職

た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3～6 (略)

第18条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) (略)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。

(4) (略)

(勤勉手当)

第18条の6 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

<p>し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～5 (略) (休職者の給与)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条の3第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>	<p>2～5 (略) (休職者の給与)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条の3第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>
--	---

(都城市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 都城市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成18年条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給制限等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特別職の職員の退職手当の支給制限については退職手当支給条例第12条の規定を、退職手当の支払の差止めについては同条例第13条（同条第8項及び第9項を除く。）の規定を、退職後在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限については同条例第14条（同条第1項第2号を除く。）の規定を、退職手当の返納等については同条例第15条から第17条まで（第15条第1項第2号及び第2項（第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を</p>	<p>(支給制限等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特別職の職員の退職手当の支給制限については退職手当支給条例第12条の規定を、退職手当の支払の差止めについては同条例第13条（同条第8項及び第9項を除く。）の規定を、退職後在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限については同条例第14条（同条第1項第2号を除く。）の規定を、退職手当の返納等については同条例第15条から第17条まで（第15条第1項第2号及び第2項（第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を</p>

<p>含む。)並びに第17条第5項を除く。)の規定を、退職手当の支給制限及び返納等の処分の調査審議については同条例第18条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、退職手当支給条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(市長をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」とあるのは「都城市特別職の職員(平成18年条例第56号)第5条第1項各号のいずれかに該当する者」と読み替えるものとし、市長が公職選挙法第252条第1項に規定する罪により起訴されたとき、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の6第7項の規定により罷免された者、<u>同法第5条の6第10項の規定により失職した者(同条例第6項第1号に規定する成年被後見人及び被保佐人を除く。)</u>と読み替えるものとし、市長が公職選挙法第252条第1項に規定する罪により起訴されたとき、退職手当支給条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」とあるのは「罰金」と読み替えるものとする。</p> <p>(都城市職員退職手当支給条例の一部改正)</p> <p>第4条 都城市職員退職手当支給条例(平成18年条例第59号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>含む。)並びに第17条第5項を除く。)の規定を、退職手当の支給制限及び返納等の処分の調査審議については同条例第18条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、退職手当支給条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(市長をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「地方公務員法第28条第4項の規定による失職」とあるのは「都城市特別職の職員(平成18年条例第56号)第5条第1項各号のいずれかに該当する者」と読み替えるものとし、市長が公職選挙法第252条第1項に規定する罪により起訴されたとき、退職手当支給条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」とあるのは「罰金」と読み替えるものとする。</p>
<p>改正前</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、</p>	<p>改正後</p> <p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、</p>

当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

#### 附 則

1～7 (略)

8 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に

当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

#### 附 則

1～7 (略)

8 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に

<p>規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）とする。</p>	<p>規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）とする。</p>
---	---

（都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年条例第291号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（退職手当） 第15条 （略） 2 市長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部 又は一部を支給しないこととすることができる。 （1） （略） （2） 地方公務員法第28条第4項の規定により失職（<u>同法第16 条第1号に該当する場合を除く。</u>）した者 （3） （略） 3～7 略</p>	<p>（退職手当） 第15条 （略） 2 市長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部 又は一部を支給しないこととすることができる。 （1） （略） （2） 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者 （3） （略） 3～7 略</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、都城市一般職の職員の給与に関する条例、都城市特別職の職員の退職手当に関する条例、都城市職員退職手当支給条例及び都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和元年12月14日から適用する。

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日 (適用 令和元年 12 月 14 日)	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第 44 条において、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人と被保佐人が削除されたことに伴い、不要となった部分を削除するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 地方公務員法の改正により成年被後見人及び被保佐人であることを理由とする失職はなくなるため、次の 5 つの条例の該当箇所を削除</p> <p>(1) 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>(2) 都城市一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(3) 都城市特別職の職員の退職手当に関する条例</p> <p>(4) 都城市職員退職手当支給条例</p> <p>(5) 都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>2 その他文言等の整理</p>		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）第 44 条</li> <li>・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条、第 28 条</li> </ul>		
制定改廃を要する関係条例等			
備考			



議案第148号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
 (都城市職員定数条例の一部改正)

第1条 都城市職員定数条例(平成18年条例第33号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する教育機関、上下水道局並びに消防機関に勤務する一般職の地方公務員(臨時の職員を除く。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び教育委員会の事務部局、教育委員会の所管に属する教育機関、上下水道局並びに消防機関に<u>常時勤務</u>する一般職の地方公務員(臨時<del>的</del>任用職員を除く。)をいう。</p>

(都城市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 都城市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年条例第34号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になつてゐる職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になつてゐる職員(前2号及び規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(都城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 都城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職に係る次に掲げる事項とする。）を除く。以下同じ。）</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職に係る職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

(都城市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 都城市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年条例第36号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に<u>応じ、個々の場合について任命権者が定める。</u></p> <p>2～5 (略)</p>

(都城市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 都城市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成18年条例第39号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果) 第4条 (略)</p> <p>(都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正) 第6条 都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に示すように改正する。</p>	<p>(減給の効果) 第4条 (略)</p> <p><u>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「<u>都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第1号）第13条第1項に規定する基本報酬（基本報酬を日額又は時間額で定める職員にあつては、月額に相当する額）</u>」とする。</u></p>
<p>(臨時職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第12条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(臨時職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第19条 <u>臨時職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</u></p> <p>(都城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正) 第7条 都城市職員の育児休業等に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>改正後</p> <p>(年次有給休暇) 第12条 (略) 2・3 (略)</p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、臨時的任用職員の年次有給休暇については、<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の例による。</u></u> (<u>会計年度任用職員の勤務時間、休暇等</u>) 第19条 <u>会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が別に定める。</u></p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の2の3の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後の任期)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) <u>勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は</u></p>

当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする  
育児休業をしようとするもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、  
次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の  
養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と  
同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員  
の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該  
子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育  
児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」と  
いう。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子に  
ついて育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の  
初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又  
は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）

当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の  
期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当  
該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）  
から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤  
職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び  
第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育  
児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日  
数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、  
非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤  
職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非

常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることとが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期

の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の2の3の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第18条の6第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員（以下「企業職員」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（企業職員を除く。）を除く。次条及び第10条において同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要と認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができる職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

2 給与条例第18条の6第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員（以下「企業職員」という。）及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（企業職員を除く。）及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができる職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれかに該当する職員とする。

(1) 育児休業法第20条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

1 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第20条 (略)

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対しては、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業の承認)

第20条 (略)

2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等)を除く。次項において同じ。)を除く。)に対しては、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 (略)

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第13条」とあるのは、「都市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例(令和元年条例第 号)(以下「会計年度任用職員給与条例」とい

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 (略)

う。) 第12条又は第21条」とし、「給与条例第17条」とあるのは、「会計年度任用職員給与条例第11条又は第20条」とする。

(都城市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)  
 第8条 都城市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成18年条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(前2号及び規則で定める職員を除く。) (4)・(5) (略)

(都城市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)  
 第9条 都城市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(平成18年条例第46号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第2条 職員は、次に掲げる場合に限り給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 (1) (略) (2) 都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年	(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第2条 職員は、次に掲げる場合に限り給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 (1) (略) (2) 都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年

条例第42号) 第8条の3に規定する超勤代休時間、同条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日若しくは年末年始の休日又は同条例第10条第1項の規定に基づくこれらの代休日

条例第42号) 第8条の3に規定する超勤代休時間、同条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日若しくは年末年始の休日又は同条例第10条第1項の規定に基づくこれらの代休日。ただし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員においては、都城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第 号) 第8条に規定する超勤代休時間、同規則第10条の規定により準用する都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日若しくは年末年始の休日又は同規則第11条第1項の規定に基づくこれらの代休日

(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第10条 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例(平成18年条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(報酬及び費用弁償)		報酬の額	費用弁償の額
第2条	特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償の額は、次の各号に掲げるとおりとする。		
(1)	法第203条の2第2項本文の規定によるもの		
	職名	報酬の額	費用弁償の額
	(略)		
	環境保全審議会委員	日額 7,000円	同上
	指導監視員	日額 7,000円	同上
	(略)		
	就学指導委員会委員	(略)	
	(略)		

改正後

(報酬及び費用弁償)		報酬の額	費用弁償の額
第2条	特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償の額は、次の各号に掲げるとおりとする。		
(1)	法第203条の2第2項本文の規定によるもの		
	職名	報酬の額	費用弁償の額
	(略)		
	環境保全審議会委員	日額 7,000円	同上
	(略)		
	教育支援委員会委員	(略)	
	(略)		

(2) 法第203条の2第2項ただし書の規定により月額又は年額とするもの

職名	報酬の額	費用弁償の額
(略)		
武道館管理指導委員	(略)	
総合福祉会館青少年育成指導員	月額 90,000円	同上
社会教育指導員	月額 104,000円	同上
教育相談員	月額 122,000円	同上
介護相談員	月額 25,000円	同上
老人ホーム嘱託医	月額46,000円以内 で市長が定めた額	同上
(略)		
教育研究所 所長	月額 133,000円	同上
教育研究所 研究所員	(略)	
交通指導員	年額 80,000円	同上
地域監視員	年額 30,000円	同上
国際交流員及び外国語指導助手	月額330,000円以上 内の額で市長が定める額（ただし、初年度の任用期間が1年未満の者については、所得税及び住民税の額を控除した後の月当たりの報酬額（以下「税控除後報酬額」という。）が、初年度の任用期間	同上

(2) 法第203条の2第2項ただし書の規定により月額又は年額とするもの

職名	報酬の額	費用弁償の額
(略)		
武道館管理指導委員	(略)	
(略)		
教育研究所		
教育研究所 研究所員	(略)	

が満1年の者の税 控除後報酬額と同 等になる額)	
専門委員、顧問、参与 (略)	専門委員、顧問、参与 (略)
2 (略)	2 (略)

(都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 都城市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年条例第53号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定により、別に条例で定めるものを除き、一般職の職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(臨時に任用された職員の給与)</p> <p>第21条 臨時的に任用された職員については、任命権者は他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>2 前項の職員には、法律又は他の条例に別段の定めがない限り前項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。</p> <p>(都城市旅費支給条例の一部改正)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定により、別に条例で定めるものを除き、一般職の職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(臨時的任用職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条第4項から第10項までの規定は、地方公務員法第22条の3第4項の規定により任用された職員には、適用しない。</p>

(都城市旅費支給条例の一部改正)

第12条 都城市旅費支給条例(平成18年条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第18条から第20条まで、第22条、第25条関係） （略） 備考 1・2（略）</p> <p>（都城市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正） 第13条 都城市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年条例第55号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>別表第1（第18条から第20条まで、第22条、第25条関係） （略） 備考 1・2（略） 3 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員は、8級以下の職務にある者とみなす。別表第2においても同様とする。</u></p>

（都城市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）  
第13条 都城市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年条例第55号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（単純労務職員の給与） 第2条（略） 2（略） 3 <u>臨時又は非常勤の職にある単純労務職員の給与については、常勤の単純労務職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>	<p>（単純労務職員の給与） 第2条（略） 2（略） 3 <u>第1項の規定にかかわらず、単純労務職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、<u>都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第 号）を準用する。</u>この場合において、<u>同条例第2条第1項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とし、必要な技術的読替えは、別に定める。</u></u></p>

（都城市職員退職手当支給条例の一部改正）

第14条 都城市職員退職手当支給条例（平成18年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



第20条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する者に対する第4条第2項及び第5条の4の規定の適用については、第4条第2項中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項又は都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年条例第60号）第2条の2」と、第5条の4中「地方公務員災害補償法」とあるのは「地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 (略)

附則

(経過措置)

1～8 (略)

(委任)

第21条 (略)

附則

(経過措置)

1～8 (略)

9 当分の間、第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

10 前項の規定を受ける者に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第15条 都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年条例第60号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<p>改正前</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>改正後</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>
<p>(都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p> <p>第16条 都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年条例第291号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第19条 職員以外の企業職員については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>改正後</p> <p>(<u>会計年度任用職員の給与</u>)</p> <p>第19条 企業職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、<u>都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例(令和元年条例第 号)</u>を準用する。この場合において、<u>同条例第2条第1項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とし、必要な技術的</u> 読替えは、別に定める。</p>
<p>(都城市消費生活センター設置条例の一部改正)</p> <p>第17条 都城市消費生活センター設置条例(平成28年条例第13号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(相談員の確保)</p>	<p>改正後</p>

<p>第4条 市は、相談員の専門性を十分配慮し、適切な人材を確保するため、採用試験を実施し、任用するものとする。</p> <p>(研修機会の確保)</p> <p>第5条 (略) (業務)</p> <p>第6条 (略) (開設時間等)</p> <p>第7条 (略) (守秘義務)</p> <p>第8条 (略) (委任)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(研修機会の確保)</p> <p>第4条 (略) (業務)</p> <p>第5条 (略) (開設時間等)</p> <p>第6条 (略) (守秘義務)</p> <p>第7条 (略) (委任)</p> <p>第8条 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 第15条の規定による改正後の都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例					
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止					
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月 等			
制定改廃の目的・背景	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度等に係る規定を整備するため、関係条例について所要の改正を行うもの。					
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 改正の内容					
	① 会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備					
	② 臨時的任用職員制度の改正に伴う規定の整備					
	③ 引用する条項の整理    ④ その他規定の整備					
	2 改正を要する条例					
		条例名 (一部略称)	改正の内容			
			①	②	③	④
	第 1 条	職員定数条例	○			
	第 2 条	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例			○	
	第 3 条	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	○			
	第 4 条	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	○			
	第 5 条	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	○			
	第 6 条	職員の勤務時間、休暇等に関する条例	○	○		
	第 7 条	職員の育児休業等に関する条例	○			○
	第 8 条	外国の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例			○	
	第 9 条	職員団体職員の行為の制限の特例に関する条例	○			
	第 10 条	特別職非常勤職員の報酬等及び証人等の実費弁償条例	○			
	第 11 条	一般職の職員の給与に関する条例	○		○	○
	第 12 条	旅費支給条例	○			
第 13 条	単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準条例	○	○			
第 14 条	職員退職手当支給条例	○			○	
第 15 条	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例	○				
第 16 条	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	○				
第 17 条	消費生活センター設置条例	○				
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条</li> <li>・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2</li> </ul>					
制定改廃を要する関係条例等	・都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（新規制定）					
備考						



議案第149号

都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の制定について

都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償等について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 この条例に基づく給与は、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額で定めるものとし、別表第1に定める職員の種別に対応する額の範囲内において、任命権者が別に定めるものとする。

2 前項の規定により給料の額を定める場合には、その者の職務の内容及び責任並びに職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に応じ、かつ、常時勤務を要する職員（以下「常勤職員」という。）の給与との権衡を考慮しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、給料の額に関し必要な事項は、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、支給日は、規則で定める日とする。

2 支給方法は、都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号。以下「給与条例」という。）第7条の規定を準用する。この場合において、同条例第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休

日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第5条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第6条 給与条例第14条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第7条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第8条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第9条 第6条の規定により準用する給与条例第14条、第7条の規定により準用する給与条例第15条及び前条の規定により準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例により常勤職員に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員(第18条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は除く。以下この項において同じ。)として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員としての任期が6月以上であるとみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第11条 第6条の規定により準用する給与条例第14条、第7条の規定により準用する給与条例第15条及び第8条の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第3条の規定を適用した給料の支給単位が、月又は日の場合は、支給単位が時間であるとした場合の時間額とし、支給単位が時間の場合は、当該時間額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第12条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。))又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該年末年始の休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第13条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬のほか、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬とする。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、月額、日額又は時間額で定めるものとし、別表第1に定める職員の種別に対応する額（月額においては、別表第1月額の欄に定める額にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とし、日額においては、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額にその者について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。）の範囲内において、別表第2に定める勤務態様に対応した支給単位により、任命権者が定めるものとする。
- 3 前項の規定により基本報酬の額を定める場合には、その者の職務の内容及び責任並びに職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に応じ、かつ、フルタイム会計年度任用職員の給与との権衡を考慮してしなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、報酬の額に関し必要な事項は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第14条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が前項に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬

が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 パートタイム会計年度任用職員のうち次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第15条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員

のその休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第16条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第17条 第14条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)については、給与条例により常勤職員に支給される期末手当との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員としての任期が6月以上であるとみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第19条 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、報酬の支給日は、規則で定める日とする。

2 日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間数に応じて基本報酬を支給する。

3 月額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以

外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第20条 第14条から第16条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第13条第2項の規定を適用した基本報酬の支給単位が月又は日の場合は、支給単位が時間であるとした場合の時間額とし、支給単位が時間の場合は、当該時間額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第21条 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第22条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。ただし、任命権者が認めた場合においては、通勤に係る費用弁償を支給しないことができる。

2 前項の費用弁償の計算期間は、月の1日から末日までとし、通勤に係る費用弁償の支給日は、規則で定める日とする。

3 第1項の費用弁償の額は、規則で定める1日当たりの通勤に係る費用弁償の額に前項に規定する計算期間に出勤した日数を乗じて得た額を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第23条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、都城市旅費支給条例（平成18年条例第54号）の例による。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第24条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(休職者の給与)

第25条 法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(重複支給の調整)

第26条 会計年度任用職員が他の会計年度任用職員の職を兼ねる場合の給与及び費用弁償の重複支給の調整については、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第13条関係）

職員の種別/額の種別	月額	日額	時間額
一般業務に従事する者	146,100円以上 304,200円以下	7,192円以上 14,980円以下	928円以上1,933 円以下
都城市立小中学校条例 （平成18年条例第263 号）第2条で規定する 学校において教育を行 う業務に従事する者			2,630円

別表第2（第13条関係）

勤務態様	支給単位
日又は時間を単位としない勤務	月
日を単位とする勤務	日
時間を単位とする勤務	時間



## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	都城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等について必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 フルタイム会計年度任用職員の給与等について規定</p> <p>① 給料</p> <p>ア 月額とし、別表第 1 の額の範囲内において別に定める額</p> <p>イ 職務の内容及び責任並びに職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に応じ、かつ、常勤職員の給与との権衡を考慮した額</p> <p>② 期末手当</p> <p>6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する任期の定めが 6 月以上の職員について、常勤職員との権衡を考慮して規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。</p> <p>③ その他手当、支給方法等について規定</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の給与等について規定</p> <p>① 報酬</p> <p>ア 報酬：基本報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬</p> <p>イ 基本報酬：別表第 1 の額の範囲内において、別表第 2 に定める勤務態様の対応した支給単位（月額、日額、時間額）により、任命権者が定める。</p> <p>ウ 基本報酬を定める場合、その者の職務の内容及び責任並びに職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に応じ、かつ、フルタイム会計年度任用職員の給与との権衡を考慮。</p> <p>② 期末手当</p> <p>フルタイム会計年度任用職員と同様。ただし、1 週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものについては、対象外とする。</p> <p>③ その他費用弁償、支給方法等について規定</p>		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条</li> <li>・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2</li> </ul>		
制定改廃を要する関係条例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都城市職員定数条例（平成 18 年条例第 33 号） 等</li> </ul>		
備考			



議案第150号

都城市放置自動車の処理に関する条例の制定について

都城市放置自動車の処理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市放置自動車の処理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、公共施設等に放置された自動車の処理について必要な事項を定めることにより、公共施設等の機能を速やかに回復するとともに、地域の美観の保持及び安全で快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 公共施設等 市が所有又は管理する不動産をいう。
- (3) 放置自動車 公共施設等に正当な理由なく置かれている自動車のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4に規定する放置車両以外のものをいう。
- (4) 所有者等 自動車の所有権、占有権若しくは使用权を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。
- (5) 使用済自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。

### (放置の禁止)

第3条 何人も、公共施設等に自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

### (警告書)

第4条 市長は、放置自動車があるときは、所有者等に対して当該放置自動車の撤去を促すため、直ちに撤去すべき旨を記載した警告書を当該放置自動車に貼り付けるものとする。

### (調査)

第5条 市長は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査することができる。

2 市長は、前項の規定により調査を行う場合において、放置自動車の施錠を解除

し、内部に立ち入り、又は損傷を加えなければ調査の目的を達成できないと認められるときは、必要最小限の範囲内でこれを行うことができる。

3 前2項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(撤去勧告)

第6条 市長は、前条の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(撤去命令)

第7条 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、所有者等が放置自動車を撤去しないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

2 市長は、第5条第1項及び第2項の規定による調査により所有者等が判明した場合であつて、当該所有者等の所在が不明のときは、前項の規定による命令を民法（明治29年法律第89号）第98条に規定する公示の方法により行うことができる。

(使用済自動車)

第8条 市長は、放置自動車（自動車リサイクル法第2条第1項各号に規定する自動車を除く。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該放置自動車を使用済自動車とみなすことができる。

(1) 第5条第1項及び第2項の規定による調査を行ったにもかかわらず、第4条の規定による警告書を貼り付けた日から1月以上経過しても所有者等が判明しないとき。

(2) 所有者等が、前条第1項の規定による撤去命令を受けたにもかかわらず、正当な理由なく期限までに当該放置自動車を撤去しないとき。

(3) 前条第2項の規定により撤去命令を公示の方法によって行った場合において、民法第98条第3項の規定により当該撤去命令が到達したものとみなす日から1月以上経過しても所有者等が当該放置自動車を撤去しないとき。

(引取業者への引渡し)

第9条 市長は、前条の規定により使用済自動車とみなした放置自動車については、自動車リサイクル法に基づく処理を行うため、同法第42条第1項の規定により登

録を受けた引取業者に引き渡すことができる。

(放置自動車内等の物品)

第10条 市長は、前条の規定により放置自動車を引取業者に引き渡す時点において、当該放置自動車の内部に置かれ、又は明らかに当該放置自動車に付随して置かれている物品であつて、当該放置自動車の一部をなすものでないものがあるときは、当該物品に対して所有権又は占有権を有する者（以下「持ち主」という。）の所在が明らかでない場合にあつては当該持ち主に引き渡し、持ち主が判明しない場合又は持ち主が判明したがその所在が明らかでない場合にあつては当該物品を遺失物法(平成18年法律第73号)に規定される拾得した物品として当該物品が置かれていた場所を管轄する警察署長に提出するものとする。

(移動)

第11条 市長は、緊急の必要があると認めるときは、放置自動車を適切な場所に移動することができる。

(費用の徴収)

第12条 市長は、第9条の規定による処理及び前条の規定による移動に要した費用については、当該放置自動車の所有者等から徴収することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第7条第1項の規定による命令（第7条第2項の規定による公示の方法により行った命令を除く。）に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第14条及び第15条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第14条及び第15条の規定は、令和2年4月1日以降に行った命令に対する違反について適用する。

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 管財課】

条例名	都城市放置自動車の処理に関する条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 1 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	公共施設内に放置されている車両について、市による必要な措置を講ずることを可能にするため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 対象 市が所有又は管理する不動産に正当な理由なく置かれている自動車（原動機付自転車を除く。）</p> <p>2 放置自動車の発見から処理までの手続を規定 放置自動車の発見 → 警告 → 撤去勧告 → 撤去命令 → 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく処理 → 費用の徴収</p> <p>3 罰則規定 撤去命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処され、法人の代表者や従業員が、その法人の業務に関し違反行為をしたときは、行為者だけでなく、その法人にも罰金刑が科される。</p>		
関係する法令及びその条項	・使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第151号

都城市高崎デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について

都城市高崎デイサービスセンター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市高崎デイサービスセンター条例を廃止する条例

都城市高崎デイサービスセンター条例（平成18年条例第131号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議案第 151 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：高崎総合支所 市民生活課】

条例名	都城市高崎デイサービスセンター条例を廃止する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	都城市高崎デイサービスセンターを廃止するため、条例を廃止するもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	当該条例を廃止する。		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			



議案第152号

都城市老人福祉館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市老人福祉館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市老人福祉館条例の一部を改正する条例

都城市老人福祉館条例（平成18年条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
(名称及び位置) 第2条 老人福祉館の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 老人福祉館の名称及び位置は、次のとおりとする。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1568 526 2051">名称</th> <th data-bbox="491 1120 526 1568">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="526 1568 566 2051">都城市高城老人福祉館</td> <td data-bbox="526 1120 566 1568">都城市高城町穂満坊303番地 2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1568 616 2051">都城市高崎老人福祉館</td> <td data-bbox="566 1120 616 1568">都城市高崎町大傘田821番地 3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	都城市高城老人福祉館	都城市高城町穂満坊303番地 2	都城市高崎老人福祉館	都城市高崎町大傘田821番地 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 627 526 1120">名称</th> <th data-bbox="491 188 526 627">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="526 627 566 1120">都城市高城老人福祉館</td> <td data-bbox="526 188 566 627">都城市高城町穂満坊303番地 2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	都城市高城老人福祉館	都城市高城町穂満坊303番地 2
名称	位置										
都城市高城老人福祉館	都城市高城町穂満坊303番地 2										
都城市高崎老人福祉館	都城市高崎町大傘田821番地 3										
名称	位置										
都城市高城老人福祉館	都城市高城町穂満坊303番地 2										

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：高崎総合支所 市民生活課】

条例名	都城市老人福祉館条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	都城市高崎老人福祉館を廃止するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	都城市高崎老人福祉館の項の削除（第 2 条表）		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			



議案第153号

都城市山之口シルバーヤングふれあいの里条例の一部を改正する条例  
の制定について

都城市山之口シルバーヤングふれあいの里条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市山之ロシルバーヤングふれあいの里条例の一部を改正する条例  
 都城市山之ロシルバーヤングふれあいの里条例（平成18年条例第136号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第3条 ふれあいの里は、第1条に規定する目的（以下「設置目的」という。）を達成するため次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>ダイサービス</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>居住機能の提供</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、ふれあいの里の管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) ふれあいの里の利用者に対する最適なサービスを提供できる者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 ふれあいの里を利用しようとする者は、規則で定めると</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 ふれあいの里は、第1条に規定する目的（以下「設置目的」という。）を達成するため次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、ふれあいの里の管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) ふれあいの里の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）及び来場者に対する最適なサービスを提供できる者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第10条 ふれあいの里を利用しようとする者は、規則で定めると</p>

ことにより、指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（使用料の徴収）

第16条 使用料は、別表第1、別表第2及び別表第3を適用して得た額とする。

2 施設等の利用者は、前項の使用料を指定管理者の指定する期日までに納入しなければならぬ。

3 市長は、施設の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第1項の使用料に代えて、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、当該利用料金の料率は、第1項の規定にかかわらず、別表第1、別表第2及び別表第3に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を受けなければならぬ。

4 前項の規定により指定管理者に利用料金を收受させるときは、次条及び第18条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（使用料の減免）

第17条 市長は、公用又は公益を目的として使用するとき、利用者の申請により別表第2及び別表第3に掲げる施設の使用料を減額し、又は免除することができる。

ころにより、指定管理者の許可を受けなければならぬ。利用者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（使用料の徴収）

第16条 使用料は、別表第1から別表第3までを適用して得た額とする。

2 第3条第1号に掲げる事業の利用に係る料金（以下「事業利用料金」という。）は、別表第4のとおりとする。

3 施設等の利用者は、使用料及び事業利用料（以下「使用料等」という。）を指定管理者の指定する期日までに納入しなければならぬ。

4 市長は、施設の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、使用料等に代えて、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、利用料金のうち、使用料に係る利用料金の料率は、第1項の規定にかかわらず、別表第1から別表第3までに定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を受けなければならぬ。

5 前項の規定により指定管理者に利用料金を收受させるときは、次条及び第18条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「使用料に係る利用料金」と読み替えるものとする。

（使用料の減免）

第17条 市が公用で利用する場合は、使用料を徴収しない。

2. 市長は、公共的団体が公益を目的として利用するとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の申請により別表第1及び別表第2に掲げる施設の使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、別表第2に掲げる照明設備に係る使用料は、徴収する。
- (1) 市内の児童、高齢者、障がい者等に係る福祉団体が主催する行事で利用する場合
  - (2) 市内の市民公益活動団体が主催する行事で利用する場合
  - (3) 市又は地区のボランティア連絡協議会が主催する行事で利用する場合
3. 市長は、前項各号に掲げる利用者が別表第3に掲げるピアノを利用する場合は、利用者の申請により当該使用料を5割に減額することができる。
4. 前3項に定める場合のほか、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2. 前項に定める場合のほか、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1（第16条関係）

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
高齢者生活センター居住部門	1日	3,000円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合

において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

備考 利用日数に単位未満の端数が生じるときは、1日とみなして上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。

別表第2 (第16条関係)

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
多目的ホール	午前9時から午後5時まで 1時間	980円	基礎額と当該金額に消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和63年地方税法の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	午後5時から午後10時まで	同上	同上

別表第1 (第16条関係)

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
多目的ホール	1時間	1,000円	基礎額と当該金額に消費税(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税及び地方消費税相当額」という。)との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

特例	午前9時から午後5時まで	同上	1,950円	同上	
	午後5時から午後10時まで	同上	2,140円	同上	
ふれあいホール	午前9時から午後5時まで	同上	490円	同上	
	午後5時から午後10時まで	同上	590円	同上	
特例	午前9時から午後5時まで	同上	980円	同上	
	午後5時から午後10時まで	同上	1,170円	同上	
会議室	午前9時から午後5時まで	同上	490円	同上	
	午後5時から午後10時まで	同上	590円	同上	
特例	午前9時から午後5時まで	同上	980円	同上	

特例		同上	2,000円	同上	
ふれあいホール	一般	同上	300円	同上	
特例		同上	600円	同上	
会議室	一般	同上	300円	同上	
特例		同上	600円	同上	

調理実習室	一般	午後5時から午後10時まで	同上	1,170円	同上
		午前9時から午後5時まで	同上	490円	同上
		午後5時から午後10時まで	同上	590円	同上
	特例	午前9時から午後5時まで	同上	980円	同上
		午後5時から午後10時まで	同上	1,170円	同上

備考

- 1 (略)
- 2 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、1時間とみなして上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。

別表第3 (第16条関係)

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
弓道・四半的場	団体利用の場合	1時間	200円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に
	高校生以下			

調理実習室	一般	同上	300円	同上
	特例	同上	600円	同上

備考

- 1 (略)
- 2 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については1時間とみなして、単位当たりの使用料の額を適用して計算する。

別表第2 (第16条関係)

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
弓道・四半的場	団体利用の場合	1時間	200円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単
	高校生以下			

地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数は、これを切り捨てる。		(略)	(略)
		(略)	(略)

備考 (略)

位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。		(略)	(略)
		(略)	(略)

備考 (略)

別表第3 (第16条関係)

設備	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
冷暖房設備	1時間	使用する部屋の基礎額(調理用ガス台、拡声装置及びピアノに係る基礎額を除く。)に相当する額の5割相当額	基礎額と消費税及び地方消費税相当額とす。この場合において、単位の使用料の額に10円未満の端数は、これを切り捨てる。

調理用ガス台	1台	200円	同上
拡声装置	1式	1,000円	同上
ピアノ	1台	3,000円	同上

備考 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、単位当たりの使用料の額を適用して計算する。

別表第4（第16条関係）

通所介護	区分	事業利用料
		次の(1)及び(2)の合計額
		(1) 介護保険法の規定により算定した通所介護に係る居宅サービスに要する費用の額
		(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第96条第3項各号に掲げる費用の額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の都市市山之ロシルバーヤングふれあいの里に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山之口総合支所 市民生活課】

条例名	都城市山之口シルバーヤングふれあいの里条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	山之口シルバーヤングふれあいの里内にある高齢者生活福祉センターの居住機能部分の廃止並びに使用料等に係る規定の変更及び追加をするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 居住機能の提供に関する規定及び使用料を削除（第 3 条、旧別表第 1） 2 使用料等の額の変更及び追加並びに使用料の減免に係る規定の整理（第 16 条、第 17 条、新別表第 1～4） 3 その他文言等の整理		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			



議案第154号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市都市公園条例の一部を改正する条例

都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後					
別表第1（第7条、第21条関係） 1～3（略） 4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合 (1) 野球場	別表第1（第7条、第21条関係） 1～3（略） 4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合	別表第1（第7条、第21条関係） 1～3（略） 4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合	別表第1（第7条、第21条関係） 1～3（略） 4 山之口運動公園の運動施設を利用する場合				
アマチュア	入場料	高校生	1時間	基礎額	200円	単位当たりの使用料の額	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	高校生	1時間	基礎額	200円	単位当たりの使用料の額	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
アマチュア以外	入場料を徴収する場合	高校生	1時間	基礎額	400円	単位当たりの使用料の額	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
アマチュア以外	入場料を徴収する場合	高校生	1時間	基礎額	600円	単位当たりの使用料の額	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
アマチュア以外	入場料を徴収する場合	高校生	1時間	基礎額	1,200円	単位当たりの使用料の額	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
アマチュア以外	入場料を徴収する場合	高校生	1時間	基礎額	4,000円	単位当たりの使用料の額	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
アマチュア以外	入場料を徴収する場合	高校生	1時間	基礎額	8,000円	単位当たりの使用料の額	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

照明設備	全灯	1時間 30分まで	3,900円	同上
	半灯	2時間 まで	5,200円	同上
		1時間 まで	2,000円	同上
		2時間 まで	4,000円	同上

(2) 体育館  
(略)

(3) 陸上競技場

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	入場料高校生 を徴収以下 しない 場合	200円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合においては、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	大人	400円	同上
	入場料高校生 を徴収以下	600円	同上
	大人	1,200円	同上

する場 合				
アマチ ユア以 外	入場料を徴収し ない場合	同上	4,000円	同上
	入場料を徴収す る場合	同上	8,000円	同上

(4) 庭球場

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料 の額
クレー コート (1面 当た り)	1時間	100円	基礎額と消費税及び 地方消費税相当額と の合計額とする。こ の場合において、単 位当たりの使用料の 額に10円未満の端数 が生じたときは、こ れを切り捨てる。
大人	同上	200円	同上

(5) 武道館

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料 の額
団利 用の場 合	1時間	200円	基礎額と消費税及び 地方消費税相当額と の合計額とする。こ の場合において、単 位当たりの使用料の 額に10円未満の端数 が生じたときは、こ

			を切り捨てる。
大人	同上	400円	同上
個人利用中学生以下	同上	20円	同上
利用高校生	同上	50円	同上
合（照明設備使用料を含む。）	同上	100円	同上
照明設備（1団体当たり）	同上	200円	同上

備考 上表の金額は、柔道場1面当たりの金額（照明設備使用料を除く。）とする。

(6) ソフトボール場及び多目的広場

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
アマチュア	高校生1時間	100円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単当たり使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
入場料を徴収しない場合			
	大人	200円	同上
入場料を徴収する場合	高校生	300円	同上
	以下		
	大人	600円	同上

台					
ア	入場料を徴収し	同上	1,600円	同上	
マ	以				
チ	ない				
ユ	場合				
ア	入場料を徴収す	同上	4,800円	同上	
外	る				
	場合				
5～8	(略)				5～8 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会 スポーツ振興課】

条例名	都城市都市公園条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	県陸上競技場の整備に伴い、令和 2 年 4 月から山之口運動公園の体育館を除く全ての施設を閉鎖するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	山之口運動公園の運動施設のうち、野球場、陸上競技場、庭球場、武道館、ソフトボール場及び多目的広場に係る表を削除（別表第 1）		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			



議案第155号

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育所等との連携)                      第6条 (略)                      2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。                      (1)・(2) (略)                      3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。                      (1) (略)                      (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者。</p>	<p>(保育所等との連携)                      第6条 (略)                      2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。                      (1)・(2) (略)                      3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。                      (1) (略)                      (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者。                      4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。                      5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない。</p>

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの  
 (食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に配慮することができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居室に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等の乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に配慮することができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居室に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) (略)

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 (略)

#### 附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難で

(1) (略)

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 (略)

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

#### 附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者

あって、子ども・子育て支那法第59条第4号に規定する事業による支那その他の必要な適切な支那を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支那法第59条第4号に規定する事業による支那その他の必要な適切な支那を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部保育課】

条例名	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 26 年 9 月
制定改廃の目的・背景	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、同基準に家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすること、連携施設を確保しないことができる期限の延長等が規定されたため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 卒園後の受皿の提供に係る連携施設の確保に係る規定の追加（第 6 条）</li> <li>2 特例保育所型事業所内保育事業者の連携施設の確保に係る規定の追加（第 4 5 条）</li> <li>3 調理室や調理設備、調理員に係る規定について 10 年を経過するまでは適用しないことができる施設の条件の削除（附則第 2 条第 2 項）</li> <li>4 家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる期限の延長（附則第 3 条）</li> <li>5 その他項ずれ等の整理</li> </ol>		
関係する法令 及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）</li> <li>・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 20</li> </ul>		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			



議案第156号

都城市山田総合福祉センター条例の制定について

都城市山田総合福祉センター条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市山田総合福祉センター条例

### (設置)

第1条 市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市山田町山田4319番地2に都城市山田総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 福祉センターは、前条に規定する目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護に関すること。
- (2) 在宅福祉に関すること。
- (3) 地域福祉に関すること。
- (4) 相談援助に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

### (指定管理者による管理)

第3条 市長は、福祉センターの管理を法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

### (指定管理者の指定の申請)

第4条 福祉センターの指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福祉センターの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

### (指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、福祉センターの管理を行わせるのに最も適したものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 福祉センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）及び来館者に対する最適なサービスを確保できる者
- (2) 福祉センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の適切な維持及び管理を図ることができる者
- (3) 施設等の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減を図ることが

できる者

(4) 前条の規定による申請の内容に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有している者

2 前項の指定に際しては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 指定管理者の指定に伴う権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 施設等の管理に係る業務を一括して第三者に委託しないこと。

(3) 施設等の現状を市長の許可なく変更し、又はこれに工作を加えないこと。

(4) 施設等を市長の許可なく設置目的外に利用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(管理業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第9条に規定する利用の許可、第11条に規定する利用許可の取消し等、第12条に規定する利用の制限及び第14条に規定する原状回復に関する業務

(2) 第15条第1項に規定する使用料の徴収に関する業務

(3) 第15条第3項の規定により利用料金として收受させる場合において、当該利用料金の減免及び還付に関する業務

(4) 施設等の維持及び修繕に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用時間)

第7条 福祉センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める日  
(利用の許可)

第9条 福祉センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。利用者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。  
(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。  
(3) 暴力その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。  
(4) 前3号に掲げるもののほか、利用させることにより施設等の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

(差別的取扱いの禁止等)

第10条 指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が施設等を利用することを拒んではならない。

2 指定管理者は、市民が施設等を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。  
(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。  
(3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。  
(4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。  
(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上特に必要と認められるとき。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者

(5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(利用権の譲渡の禁止)

第13条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(使用料等の徴収)

第15条 使用料は、別表第1及び別表第2を適用して得た額とする。

2 第2条第1号に掲げる事業の利用に係る料金（以下「事業利用料」という。）は、別表第3のとおりとする。

3 利用者は、使用料及び事業利用料（以下「使用料等」という。）を指定管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

4 市長は、福祉センターの適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、使用料等に代えて、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、利用

料金のうち、使用料に係る利用料金の料率は、第1項の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 5 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、次条及び第17条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「使用料に係る利用料金」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第16条 市が公用で利用する場合は、使用料を徴収しない。

- 2 市長は、公共的団体が公益を目的として利用するとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の申請により別表第1に掲げる施設の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市内の児童、高齢者、障がい者等に係る福祉団体等が主催する行事で利用する場合

(2) 市内の市民公益活動団体が主催する行事で利用する場合

(3) 市又は地区のボランティア連絡協議会が主催する行事で利用する場合

- 3 前2項に定める場合のほか、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第17条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。

(2) 市長の都合により、利用許可の取消し等をしたとき。

(3) 利用者が許可された利用を取り消し、又は変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたとき。

- 2 前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付の手續、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

(事業報告書)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第20条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければ

ならない。

(業務状況の聴取等)

第19条 市長は、施設等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期的に、若しくは必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者及び施設等の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設等の管理において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後も、同様とする。

(損害賠償)

第22条 故意又は過失によって、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第23条 第5条第1項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第20条第1項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の都城市山田総合福祉センターに係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、都城市山田町公の施設条例（平成18年条例第66号）及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年条例第67号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第15条関係）

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
大会議室A (ステージを含む。)	一般の利用の場合	1時間	500円	基礎額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税及び地方消費税相当額」という。)との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	営利目的の利用の場合	同上	1,000円	同上
大会議室B	一般の利用の場合	同上	300円	同上
	営利目的の利用の場合	同上	600円	同上
大会議室A と大会議室 Bを併せて 利用する場 合	一般の利用の場合	同上	700円	同上
	営利目的の利用の場合	同上	1,400円	同上
中会議室	一般の利用の場合	同上	300円	同上
	営利目的の利用の場合	同上	600円	同上
小会議室A	一般の利用の場合	同上	200円	同上
	営利目的の利用の場合	同上	400円	同上
小会議室B	一般の利用の場合	同上	200円	同上

	営利目的の利用の場合	同上	400円	同上
調理実習室	一般の利用の場合	同上	300円	同上
	営利目的の利用の場合	同上	600円	同上
ボランティア活動室	一般の利用の場合	同上	200円	同上
	営利目的の利用の場合	同上	400円	同上

備考 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。

別表第2（第15条関係）

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
冷暖房設備	1時間	使用する部屋の基礎額（調理用ガス台に	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合における基礎額を、単位当たりの使用料除く。）に相当する額の5割相当額
調理用ガス台	1台	200円	同上

備考 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。

別表第3（第15条関係）

区分	事業利用料
通所介護	次の(1)及び(2)の合計額 (1) 介護保険法の規定により算定した通所介護に係る居宅サービスに要する費用の額 (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第96条第3項各号に掲げる費用の額



条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山田総合支所 市民生活課】

条例名	都城市山田総合福祉センター条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	都城市山田町公の施設条例に規定している都城市山田総合福祉センターについて、単独で条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 設置目的 市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚  2 事業 通所介護、在宅福祉、地域福祉及び相談援助に関すること等  3 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで  4 休館日 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	・都城市山田町公の施設条例（平成 18 年条例第 66 号）		
備考			



議案第157号

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

都城市水道事業給水条例（平成18年条例第292号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の種類、用途)</p> <p>第3条 給水装置の種類は、次の各号に掲げるものとし、その用途は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 専用給水装置 1 世帯又は<u>1箇所</u>で専用するもの</p> <p>(2) 共用給水装置 2 世帯又は<u>2箇所</u>以上で共用するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第28条 手数料は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める額とし、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込後徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水装置の種類、用途)</p> <p>第3条 給水装置の種類は、次の各号に掲げるものとし、その用途は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 専用給水装置 1 世帯又は<u>1か所</u>で専用するもの</p> <p>(2) 共用給水装置 2 世帯又は<u>2か所</u>以上で共用するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第28条 手数料は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める額とし、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込後徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>第6条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定の更新をするとき</u> 1 件につき<u>5,000円</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：上下水道局 水道課】

条例名	都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定が更新制となったことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料を規定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料を規定（第 28 条） 1 件につき 5,000 円  2 その他文言等の整理		
関係する法令 及びその条項	・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			



都上下料審第 1 号  
令和元年 10 月 28 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市上下水道料金等審議会  
会長 永 田 優

上下水道料金等の額の制定について（答申）

令和元年 10 月 17 日付け都水総第 729 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

指定給水装置工事事業者の更新制度導入に伴う更新手数料の制定について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、  
[別表]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会 長 永 田 優  
委 員 新 田 由美子  
官 田 良 明  
楠 元 ミヨ子  
飯 干 良 美  
園 田 秀 幸

[別表]

種 類	単位	金額
指定給水装置工事事業者の指定更新手数料	1 件	5,000 円

議案第158号

都城市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市水道事業布設工事監督者の配置基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例  
 都城市水道事業布設工事監督者の配置基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第45号）の一  
 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6か月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p>

第4条 (略)

2 簡易水道又は1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは、「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の都市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第1項第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門として合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

第4条 (略)

2 簡易水道又は1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは、「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：上下水道局 水道課】

条例名	都城市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 24 年 12 月
制定改廃の目的・背景	技術士法施行規則の改正に伴い、技術士第 2 次試験（上下水道部門）の専門科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されたため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 （制定理由・主な改正点）	1 選択科目の「水道環境」を削除（第 3 条） 2 その他文言等の整理		
関係する法令及びその条項	・技術士法施行規則（昭和 59 年総理府令第 5 号）第 11 条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第159号

都城市農用地総合整備事業負担金等徴収条例を廃止する条例の制定に  
ついて

都城市農用地総合整備事業負担金等徴収条例を廃止する条例を別紙のとおり制定  
する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



都城市農用地総合整備事業負担金等徴収条例を廃止する条例

都城市農用地総合整備事業負担金等徴収条例（平成18年条例第174号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 159 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課： 農政部 農産園芸課】

条例名	都城市農用地総合整備事業負担金等徴収条例を廃止する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	独立行政法人緑資源機構（現：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター）が実施した農用地総合整備事業に伴う事業費負担金の償還が平成 30 年度で終了したため、条例を廃止するもの。		
条例案の概要 （制定理由・ 主な改正点）	当該条例を廃止する。		
関係する法令 及びその条項			
制定改廃を要する 関係条例等			
備考			



議案第160号

都城市工場立地法地域準則条例の制定について

都城市工場立地法地域準則条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(対象区域並びに緑地及び環境施設の面積率)

第3条 この条例を適用する区域及び区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第二種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
第三種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上
第四種区域	都市計画法第8条第1項第2の2号に規定する特定用途制限地域のうち工業流通業務保全型地区（工業・流通を牽引する業務地として位置づけられた地区をいう。）	100分の5以上	100分の10以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が前条に規定する区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同条の区域の敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部

に適用する。

(他の地方公共団体の長との協議)

第5条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日までに設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の表に定める算式により行うものとする。

(1) 既存工場等が法準則別表第1の上覧に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等が 存する区域	当該生産施設の面積の変更に 伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に 伴い設置する環境施設の 面積
第二種区域に 属する場合	$G \geq P / \gamma (0.10 - G_0 / S)$ 。 ただし、 $P / \gamma (0.10 - G_0 / S) > 0.10 S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.10 S - G_1$ と し、 $0.10 S - G_1 \leq 0$ のとき は $G \geq 0$ とする。	$E \geq P / \gamma (0.15 - E_0 / S)$ 。 ただし、 $P / \gamma (0.15 - E_0 / S) > 0.15 S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15 S - E_1$ と し、 $0.15 S - E_1 \leq 0$ のとき は $E \geq 0$ とする。
第三種区域又 は第四種区域 に属する場合	$G \geq P / \gamma (0.05 - G_0 / S)$ 。 ただし、 $P / \gamma (0.05 - G_0 / S) > 0.05 S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05 S - G_1$ と し、 $0.05 S - G_1 \leq 0$ のとき は $G \geq 0$ とする。	$E \geq P / \gamma (0.10 - E_0 / S)$ 。 ただし、 $P / \gamma (0.10 - E_0 / S) > 0.10 S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.10 S - E_1$ と し、 $0.10 S - E_1 \leq 0$ のとき は $E \geq 0$ とする。

(2) 既存工場等が法準則別表第1の上覧に掲げる2以上の業種に属する場合

既存工場等が 存する区域	当該生産施設の面積の変更 に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更 に伴い設置する環境施設の 面積
第二種区域に 属する場合	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.10 - G_0 / S)$ 。ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.10 - G_0 / S) > 0.10S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.10S - G_1$ とし、 $0.10S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - E_0 / S)$ 。ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - E_0 / S) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第三種区域又 は第四種区域 に属する場合	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - G_0 / S)$ 。ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - G_0 / S) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.10 - E_0 / S)$ 。ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.10 - E_0 / S) > 0.10S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.10S - E_1$ とし、 $0.10S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

3 前項の表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) P 当該変更に係る生産施設の面積
- (3)  $\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種について  
の同表の下欄に掲げる割合
- (4)  $G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出  
られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、  
昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設  
置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- (5) S 当該既存工場等の敷地面積
- (6)  $G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- (8)  $E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届  
け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合

計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

- (9)  $E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計
- (10)  $n$  当該既存工場等が属する業種の個数
- (11)  $P_j$  当該変更に係る  $j$  業種に属する生産施設の面積
- (12)  $\gamma_j$   $j$  業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 企業立地推進室】

条例名	都城市工場立地法地域準則条例				
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止				
施行予定日	令和 2 年 1 月 1 日	制定年月	新規制定		
制定改廃の目的・背景	市内に立地を計画する企業の用地確保負担の軽減を図ることを目的として、工場立地法で定める緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を緩和するため、条例を制定するもの。				
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	以下の用途地域等に設置する工場等の緑地及び環境施設の割合の規制内容について規定				
			第二種区域 準工業地域	第三種区域 工業地域、 工業専用地域	第四種区域 特定用途制限地域のうち、工業流通業務保全地区
	現行 (法準則)	緑地の割合	100 分の 20 以上	100 分の 20 以上	100 分の 20 以上
		環境施設の割合	100 分の 25 以上	100 分の 25 以上	100 分の 25 以上
	制定後 (地域準則)	緑地の割合	100 分の 10 以上	100 分の 5 以上	100 分の 5 以上
		環境施設の割合	100 分の 15 以上	100 分の 10 以上	100 分の 10 以上
関係する法令及びその条項	・工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）				
制定改廃を要する関係条例等	なし				
備考					



議案第168号

工事請負契約の締結について

花木第3団地 A棟建替（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 花木第3団地 A棟建替（建築主体）工事                                |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約の金額  | 557,590,000円                                       |
| 4 契約の相手方 | 吉原・浜広 特定建設工事共同企業体<br>代表者 都城市中原町32街区1号<br>吉原建設 株式会社 |



議案第168号関係資料

花木第3団地 A棟建替（建築主体）工事

- 1 工事概要 花木第3団地A棟建替に伴う建築主体工事  
鉄筋コンクリート造 5階建  
建築面積 546.57 m<sup>2</sup> 延床面積 2,303.11 m<sup>2</sup>
- 2 予定価格 558,312,700円（消費税及び地方消費税込み）  
507,557,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 557,590,000円（消費税及び地方消費税込み）  
506,900,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 99.87%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
吉原・浜広 特定建設工事共同企業体（70：30）	506,900,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第169号

工事請負契約の締結について

第89号 五十市小校舎新增改築（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 第89号 五十市小校舎新增改築（建築主体）工事                             |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約の金額  | 518,100,000円  |
| 4 契約の相手方 | 日興・内戸保 特定建設工事共同企業体<br>代表者 都城市丸谷町4985番地<br>日興建設 株式会社 |



第89号 五十市小校舎新增改築（建築主体）工事

1 工事概要 五十市小校舎新增改築に伴う建築主体工事

建物名称	構造	階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
特別・普通教室棟	鉄筋コンクリート造	3階	606.97	1,532.95
渡り廊下A	鉄筋コンクリート造	3階	119.71	-
渡り廊下B	鉄骨造	1階	56.34	-

2 予定価格 518,257,300円（消費税及び地方消費税込み）

471,143,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 518,100,000円（消費税及び地方消費税込み）

471,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.96%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
日興・内戸保特定建設工事共同企業体（60：40）	471,000,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。



議案第170号

議決事項の変更について

令和元年6月26日に議決された議案第92号「財産の取得について」の一部を下記のとおり変更する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約金額を次のように改める。

4 契約の金額            32,183,986円



議案第 9 2 号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- |   |        |                                       |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 品 名    | 高規格救急自動車                              |
| 2 | 数 量    | 1 台                                   |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札                                |
| 4 | 契約の金額  | 31,600,000円                           |
| 5 | 契約の相手方 | 都城市吉尾町 6 1 3 5 番地<br>宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店 |

### 1 変更理由

令和元年10月1日からの消費税率及び地方消費税率（以下「消費税率等」という。）の引き上げに伴い、契約金額を増額するもの。

### 2 変更内訳

高規格救急自動車

摘 要		金額（円）	合計金額（円）
変更前内訳 (消費税率等8%)	車両本体価格	29,199,297	31,600,000
	消費税及び地方消費税額	2,335,943	
	消費税及び地方消費税非課税部分	64,760	
変更後内訳 (消費税率等10%)	車両本体価格	29,199,297	32,183,986
	消費税及び地方消費税額	2,919,929	
	消費税及び地方消費税非課税部分	64,760	

### 3 追加費用総計

583,986円

議案第171号

議決事項の変更について

令和元年6月26日に議決された議案第93号「財産の取得について」の一部を下記のとおり変更する。

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

4 契約の金額            173,798,856円



議案第 93 号

財産の取得について

次のとおり南署救助工作車Ⅱ型を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

都城市長 池田 宜 永

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得財産   | 南署救助工作車Ⅱ型   |
| 2 数 量    | 1 台   |
| 3 契約の方法  | 随意契約  |
| 4 契約の金額  | 170,640,000円  |
| 5 契約の相手方 | 都城市吉尾町 912 番地 9 第 1 アパートカミツマガリ<br>101号<br>中村消防防災株式会社都城営業所 |

### 1 変更理由

令和元年10月1日からの消費税率及び地方消費税率（以下「消費税率等」という。）の引き上げに伴い、契約金額を増額するもの。

### 2 変更内訳

南署救助工作車Ⅱ型

摘 要		金額（円）	合計金額（円）
変更前内訳 (消費税率等8%)	車両本体価格	157,942,760	170,640,000
	消費税及び地方消費税額	12,635,420	
	消費税及び地方消費税非課税部分	61,820	
変更後内訳 (消費税率等10%)	車両本体価格	157,942,760	173,798,856
	消費税及び地方消費税額	15,794,276	
	消費税及び地方消費税非課税部分	61,820	

### 3 追加費用総計

3,158,856円

議案第172号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市山之口多目的研修センター条例第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市山之口多目的研修センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
都城市山之口地区麓地域公民館
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第173号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市鷹尾児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
社会福祉法人相愛会
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第174号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市高城児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
社会福祉法人スマイリング・パーク
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第175号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市山田谷頭児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第176号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市老人いこいの家条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市老人いこいの家
- 2 指定管理者となる団体の名称  
公益社団法人都城市シルバー人材センター
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第177号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市老人福祉館条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市高城老人福祉館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



## 議案第178号

### 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市山之口シルバーヤングふれあいの里条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市山之口高齢者生活福祉センター、都城市山之口ふれあいの館、都城市山之口弓道・四半的場及び都城市山之口屋内ゲートボール場

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第179号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市高崎介護予防ふれあい交流センター条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市高崎介護予防ふれあい交流センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
社会福祉法人都城市社会福祉協議会
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第180号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市勤労身体障害者教養文化体育施設条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市勤労身体障害者教養文化体育施設
- 2 指定管理者となる団体の名称  
株式会社文化コーポレーション
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第181号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市山之口健康増進センター条例第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市山之口健康増進センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
都城市山之口地区下富吉地域公民館
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項並びに都城市多目的研修集会施設条例第5条第1項、都城市農村環境改善センター条例第5条第1項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市東霧島多目的集会所、都城市前田多目的集会所、都城市縄瀬多目的集会所、都城市大牟田多目的集会所、都城市笛水多目的集会所、都城市江平農村環境改善センター、高崎江平市民広場、高崎縄瀬市民広場、高崎前田市民広場、高崎東霧島市民広場及び高崎示野原市民広場

2 指定管理者となる団体の名称

都城市高崎地区まちづくり協議会

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第183号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市道の駅山之口条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市山之口ふるさと産品販売所  
都城市山之口農林水産物直売・食材供給施設  
都城市山之口農林水産物処理加工施設

2 指定管理者となる団体の名称

道の駅山之口株式会社

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第184号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項並びに都城市ウェルネス交流プラザ条例第5条第1項及び都城市駐車場条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市ウェルネス交流プラザ及び中央地区立体自動車駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称  
都城まちづくり株式会社
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宣 永



議案第185号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市コミュニティセンター条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
シフトプラス株式会社
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第186号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市地区体育館条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市山之口上富吉地区体育館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
都城市山之口地区上富吉地域公民館
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第187号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市地区体育館条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
都城市山之口花木地区体育館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
都城市山之口地区花木地域公民館
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市都市公園条例第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
早水公園体育文化センター及び都城運動公園
  
- 2 指定管理者となる団体の名称  
NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ・都城ぼんち地域振興株式会社  
共同事業体
  
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宣 永



議案第189号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項並びに都城市都市公園条例第4条第1項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
山之口運動公園体育館及び山之口佐土原市民広場
- 2 指定管理者となる団体の名称  
NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項並びに都城市都市公園条例第4条第1項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第5条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
母智丘関之尾公園及び関之尾緑の村
  
- 2 指定管理者となる団体の名称  
一般社団法人都城観光協会
  
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永



議案第191号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市都市公園条例第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
金御岳公園
- 2 指定管理者となる団体の名称  
中郷商工会
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

都城市長 池田 宜永

